

保証制度のポイント

経営力強化保証

- 1 保証対象者** 金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および金融機関への当該計画の進捗報告を行う中小企業者
-
- 2 保証限度額** 個人・会社 2億8,000万円
組 合 4億8,000万円
-
- 3 保証割合** 金融機関が選択した責任共有制度の方式
(ただし、責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金(平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む)を本制度で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合は、責任共有制度の対象除外。)
-
- 4 資金使途** 事業資金 (ただし、事業計画の実施に必要な資金に限る)
-
- 5 保証期間** 一括返済の場合 1年以内
分割返済の場合 運転資金5年以内、設備資金7年以内
ただし、本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は、10年以内。なお、据置期間はそれぞれ1年以内。
-
- 6 保証料率** 責任共有制度の対象の場合 0.45%~1.75%
責任共有制度の対象除外の場合 0.5%~2%
原則、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用。
※貸借対照表を作成していない等により、信用保証協会が保証料率の判定ができない場合は、通常の保証料率が適用されます。
※特別な理由なく金融機関に対する四半期毎の報告(「制度の概要」参照)を怠った場合、通常の保証料率が適用され、差額保証料を追加でお支払いいただく場合があります。
-
- 7 担保・保証人** 担 保：必要に応じ徴求
保 証 人：原則として法人代表者以外、保証人は徴求しない。
-
- 8 申込時添付書類** ・通常時の申込書類
・「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書
・事業計画書(申込人が策定したもの)
・認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面(事業計画書に記載されている場合は不要)
※事業計画書は次の(1)~(3)の満たすもの又は、含むものとします。
(1)計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3~5事業年度の期間
(2)事業経営に係る現状・課題と課題を踏まえた改善策
(3)計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

■経営力強化保証とは…

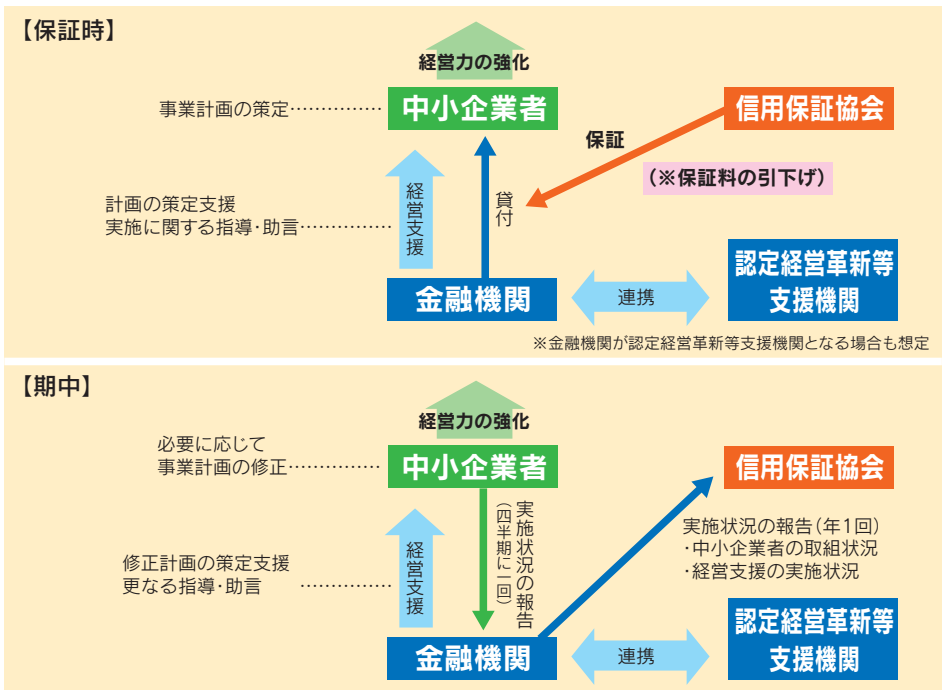
経営力強化保証は、中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関※と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図る保証です。

※認定経営革新等支援機関とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項(平成24年8月30日施行)の規定に基づき主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家です。なお、認定された者は、中小企業庁及び金融庁のホームページにて公表されております。

(1) 制度の概要

- ・中小企業者が認定経営革新等支援機関の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に信用保証料を減免(概ね▲0.2%)し、金融面だけではなく、経営の状態を改善する取り組みを強力にサポートします。
- ・中小企業者は、認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定・実行し、その進捗を金融機関に対して四半期毎に報告していただきます。(金融機関は経営支援の実施状況を含め信用保証協会に対して年1回の報告をします。)

(2) 制度のしくみ



※金融機関が認定経営革新等支援機関である場合は、認定経営革新等支援機関である金融機関独自で中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、本制度を利用することができます。